明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務四九）　一

〔告　示〕
○地域再生計画を認定した件（内閣府一四六五～一四八六）　九
○地域再生計画の変更を認定した件（同一四八七～一五一四）　二

〔官庁報告〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第一の別に定める「くろまぐろ」についての変更の公表について（農林水産省）　五

〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○総務省令第四十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十四日

総務大臣　野田　聖子